

2.2 節税の第1歩は青色申告から!

- ココがポイント▶ ●帳簿で特別控除の金額が変わる
●青色10万円から65万円への変更は手続なし

白色申告と青色申告の違いは?

事業所得の確定申告には、**青色申告**と**白色申告**の2種類があります。節税するには、青色が断然お得です。しかし、メリットがあると分かっているのに、敬遠されがちなのはなぜでしょうか? 答えは簡単、複式簿記で経理帳簿をつけることが、大変だと思われているからです。

では、白色はどうでしょうか。以前は、事業所得が300万円以下ならば記帳義務がありませんでした。領収書や入金額を集計すれば、税務署へ提出する**収支内訳書**(青色申告の**損益計算書**にあたるもの)を作成することができました。

しかし、税制改正があり、平成26年分の申告からは、所得金額にかかわらず全ての白色申告者へ、記帳と記録保存が義務付けられています。

つまり、白色と青色の違いは、簡易な帳簿か、複式簿記かの違いだけになります。記帳するなら、節税の特典がたくさん付いている青色申告でやりましょう!

青色申告特別控除には10万円コースと55・65万円コースがある

青色申告を選択しても、特別控除が2段階あります。この差は、経理帳簿の記帳方法(簡易簿記/複式簿記)と、決算書の「貸借対照表」を作成するかどうかによります。本書付帯の読者特典ソフトを使用すると、入力終了と同時に「損益計算書」と「貸借対照表」が自動生成されます。これまで、控除10万円だった方は、迷わずに65万円コースへ切り替えましょう。ただし、令和2年分の申告から、(本書付帯のソフトをご使用の場合) e-Taxでの申告が要件に加わります。e-Taxを行わない(持参や郵送で提出する)場合は、控除額が55万円になりますので、ご注意ください。

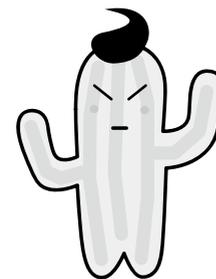
申告方法と記帳内容

白色申告でも所得金額に関わらず、経理帳簿(簡易帳簿)の記帳が義務付けられています。記帳の手間が同じならば、節税効果の高い青色申告を選択しましょう。

申告方法	節税効果		記帳方法
白色申告	特別控除 0円	特典 なし	<ul style="list-style-type: none"> 簡易簿記による記帳 収支内訳書を作成
青色申告	特別控除 10万円	特典	<ul style="list-style-type: none"> 簡易簿記による記帳 損益計算書を作成 ※現金主義を選択可
	55万円 ▼ 65万円	あり	
			<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による記帳 損益計算書と貸借対照表を作成 + e-Taxによる電子申告、又は電子帳簿保存法の承認申請

税制改正

税制改正により、令和2年分の確定申告から特別控除額が55万円へ減額され、その分所得控除の基礎控除が10万円増額されました。要件を満たすと65万円のままになるため、節税になります。



“サボってん君”

初めての青色申告の巻①

〈自己紹介〉
プログラマー 23才。
デジタル系だけど数字が嫌い。
めんどろなことが大嫌い。
先輩に青色申告はトクすると聞いてやってみることにした。
まあ、経費が少ないプログラマーには、65万円の控除は魅力的だな。

2.2.1 青色申告に必要な手続

- ココがポイント▶ ●申請書を税務署へ提出するだけで手続完了
●提出期限があるので要注意

手続は、いたって簡単 税務署へ申請書を提出するだけでOK!

“そんなに節税できるなら、すぐに青色にしたーい!”と思われた方へ。青色申告するには、事前に手続が必要です。

手続方法はいたって簡単。自宅または事務所の所在地にある税務署へ、「**所得税の青色申告承認申請書**」を提出するだけで完了です。ネットから申請用紙をダウンロードして、郵送でも行えます。ただし、提出期限があるので、注意してください。

新規開業の場合は、「**開業届**」と一緒に提出します。申請手続をすると、年末に納税地の税務署から「**青色申告決算書**」と「**確定申告書**」の記入用紙が郵送されてきます。

■申請書の提出期限

・新規開業の場合：

- 1月1日～1月15日までに開業 → その年の3月15日まで
- 1月16日以降に開業 → 開業日から2カ月以内

・白色申告から青色申告へ切り替える場合：

- 青色申告をする年の3月15日まで

前年が白色申告の方で申請手続をしていなかった方は、残念ですが、青色に変更できるのは、来年度からになります。けれど、準備は今すぐ着手して、早過ぎることはありません。早速、複式簿記での記帳を始めましょう!

所得税の青色申告承認申請書

The image shows a sample of the 'Income Tax Blue Return Approval Application Form' (所得税の青色申告承認申請書). The form is filled out with the following information:

- 納税地 (Taxation Area):** 東京都渋谷区〇〇1-1-1 (Tokyo, Shibuya-ku, 00-1-1-1)
- 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します (If there are other addresses/business locations, please specify):** (Blank)
- 上記以外の住所・事業所等 (Other addresses/business locations):** (Blank)
- 氏名 (Name):** 渋谷 花子 (Shibuya Hanako)
- 生年月日 (Date of Birth):** 昭和50年1月1日生 (Born January 1, 1975)
- 職業 (Occupation):** Web制作 (Web Production)
- 業種・業務内容 (Industry/Business Content):** シブヤ、ハナコ プランニング花子 (Shibuya Hanako Planning Hanako)

Callouts on the form provide additional instructions:

- 「職業」欄には、業種や業務内容を記入します (In the 'Occupation' field, enter the industry and business content.)**
- 簿記方式の選択で、控除金額が変わります。55・65万円控除は、「複式簿記」を選択 (Choosing the accounting method changes the deduction amount. For 550,000 or 650,000 yen deduction, select 'Double-entry bookkeeping'.)**
- 作成する帳簿名に○を付けます。帳簿については、P.100を参照してください (Circle the name of the ledger to be created. Refer to P.100 for ledger details.)**

▼「所得税の青色申告承認申請書」をダウンロード

⇒ <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/09.htm>
※書式のリンク集：<https://freelance.kantan-aioro.net/book/forms.html>

2.2.2 青色申告の節税メリット

- ココがポイント▶ ●特典の内容を理解しておこう!
●メリットをフル活用しよう!

特別控除の他にもこんなにある! 青色申告の節税メリット

青色申告の節税メリットは多数あります。フリーランスが享受できる主な特典には、次のようなものがあります。

①最高 65 万円の控除が受けられる

第一のメリットは、なんといってもこの特別控除です。必要経費 65 万円分と考えると、なかなか大きな金額です。所得税と住民税を合わせると、最低税率で計算しても約 10 万円の節税になります。

※所得金額が 65 万円以下の場合、控除額は所得がゼロになるまでになります。

※事業所得の他に不動産所得がある場合は、不動産所得から先に控除します。控除額が残っている場合は、事業所得の所得金額から差し引きます。

②家族への給与が必要経費にできる

同居している家族へ支払う給与は、原則としては必要経費にできません。しかし、一定の条件を満たす場合には、「青色事業専従者給与の特例」を受けることができます。要件にあてはまる場合には、事業主の配偶者や家族（15 歳以上）へ支払った給与の全額（届出書に記載された金額の範囲内）を経費にできます。

特例を受ける場合には、事前に税務署へ「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しておくことが必要です。届出書に記載された給与の金額が、仕事内容の対価として適正かどうか審査されます。

※家族が「青色事業専従者」になると、配偶者控除や扶養控除を受けられなくなります。どちらが節税効果が高くなるか、比較検討が必要です。

③少額減価償却資産の特例制度

10 万円以上の什器備品等は、資産扱いとなり、全額を一度に経費にすることができません。耐用年数に従って、1 年ごとに失っていく資産価値（減価償却額）を、その年の経費に繰り入れていきます。これが、青色申告者への特例として、30 万円未満の資産は、合計 300 万円までを限度として、一括経費にすることができます。期間限定の特例措置（※）になりますが、青色申告を選択すると、こうした減税措置の恩恵を受けることができます。

※特例措置は、税制改正で 2 年ごと延長されています。令和 2 年度の税制改正で、令和 4 年 3 月 31 日まで延長されました。

④貸倒引当金を、経費に繰り入れることができる

売掛金などが取引先の倒産や支払不履行によって、回収不能（貸倒れ）になる場合があります。貸倒引当金とは、貸倒れによる損失の見込み額として、年末において売掛金や貸付金があった場合、その合計額の 5.5%までの金額を、必要経費に繰り入れることができるというものです。

赤字が出たら、その分を 繰越控除できる!?

独立した年は、経費がかかり赤字ということもあります。また、何事も常に順調にいくとは限りません。事故や病気で、長期間仕事ができないこともあります。すると、大きく赤字になる年も出てくるわけです。そんな時に助けとなるのが、赤字の損失分を「翌年へ繰り越せる／前年へ繰り戻せる」という特典です。

⑤赤字が出たら、損失分を 3 年間繰り越しできる

赤字のマイナス分を、翌年以後 3 年間にわたって、各年分の所得金額から差し引くことができます。これによって、売上が落ち込んだ時の税負担を軽くすることができます。

※事業所得以外にも所得がある場合は、先に他の所得から赤字の損失分を除き、残った損失を 3 年間繰り越すことができます。

⑥赤字の損失分を前年へ繰り戻して、還付を受けることができる

前年に青色申告している場合は、赤字のマイナス分を前年の所得金額から差し引き、納めた税金の還付を受けることができます。

繰り越すか、繰り戻すかは、有利になるほうを選ぶことができます。

青色申告特別控除 65万円を受けるための条件

2.2.3 青色申告特別控除 65万円をゲットする

- ココがポイント▶ ●控除を受けるための条件
●65万円ゲットには、提出期限を守ること

特別控除 65万円を受ける条件とは？

最高額の65万円控除を受けるには、税務署へ「**所得税の青色申告承認申請書**」を、期限内に提出していることが必要です。次に、業務を**事業規模**で行っていることが前提になります。事業規模とは、売上規模だけでなく、本業として行い、その収入で生計を立てているかどうか、ということになります。

次に、**複式簿記**で帳簿の記帳を行い、決算書で**損益計算書**と**貸借対照表**を作成します。簡易帳簿で損益計算書までの場合は、10万円控除になります。

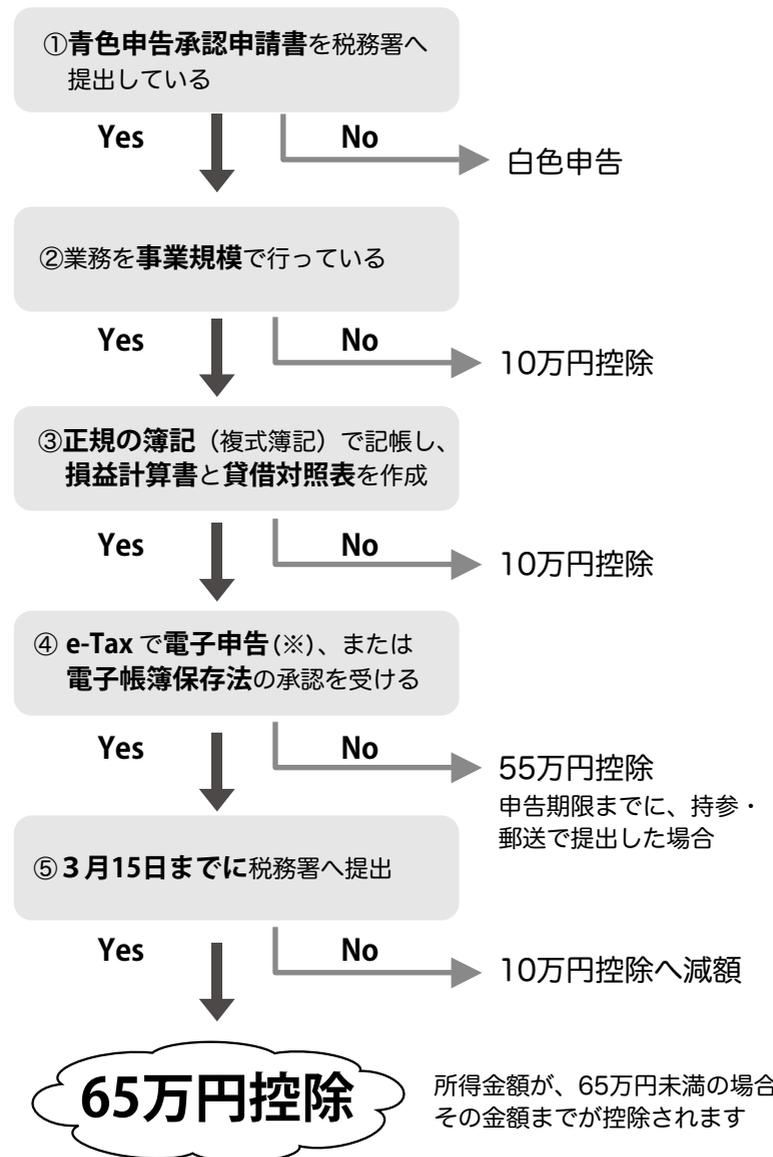
税制改正により、令和2年分の青色申告から、65万円控除の要件に、「e-Taxで申告」または「電子帳簿保存法の申請を受ける」という要件が加わりました。本書付帯の読者特典ソフトをご使用いただく場合は、「e-Tax（電子申告）」を選択いただくようになります。ご了承ください。

税制改正

税制改正により、令和2年分の確定申告から特別控除額が55万円へ減額され、その分所得控除の基礎控除が10万円増額されます。ただし、電子申告または電子帳簿保存法を選択することで65万円をキープできるため、節税になります。

提出期限を過ぎると、控除額が10万円にダウン!?

複式簿記で決算書を作成し、申告に必要な書類を完璧にそろえても、確定申告の期限となる3月15日（土日の場合は翌月曜日）までに税務署へ提出しないと、控除額が10万円に減額されます。頑張った努力が水の泡になるので、提出期限にはくれぐれもご注意を！



※本書付帯の読者特典ソフトをご使用いただく場合は、e-Tax（電子申告）を選択いただくようになります。ご了承ください。